

技術譲渡所得の企業所得税の計算上の取り扱いを明確化

国家税務総局は、2013年10月29日付で「技術譲渡所得の企業所得税減免に関する問題に関する公告（以下、公告という）」を公表しました。2009年に国家税務局が公布した「技術譲渡所得の企業所得税減免の関連問題に関する通知（国税函[2009]212号）」において、要件や計算方法などが規定されていましたが、「技術譲渡収入」の範囲などの具体的な判断基準が明確にされていなかったため、今回の通知により取扱いが明確になりました。

1. 国税函 [2009] 212号通知の内容

国税函 [2009] 212号通知（以下、212号通知という）において、企業所得税法第27条4項において一定の要件を満たす技術譲渡を行った場合には、企業所得税の減免を享受できることが規定されています。

(1) 減免税を受けるための条件

減免税を受けるための要件は以下の通りです。

なお、当該減免税の対象となる者は下記①に規定する通り、中国企業所得税法上の居住者でなければなりませんので、日本親会社等非居住企業が中国国内企業に対して行う技術譲渡は対象となりません。

- ① 優遇を享受する技術譲渡主体が、企業所得税法に規定する居住者であること。
- ② 技術譲渡が財政部、国家税務総局が規定する範囲に属すること。
- ③ 国内の技術譲渡につき、省級以上の科技部門の認定を経ていること。
- ④ 国外への技術譲渡につき、省級以上の商務部門の認定を経ていること。
- ⑤ 国務院税務主管部門が規定するその他条件。

また、技術譲渡所得については、他の所得とは区分して計算しなければならず、区分して計算していない場合には、当該優遇規定の適用を受けることはできないこととなっています。

尚、区分計算においては、企業の期間費用を合理的に配賦しなければならないこととなっています。

(2) 技術譲渡所得の計算方法

① 算式

技術譲渡の所得＝

技術譲渡収入－（技術譲渡原価＋関連税費用）

② 定義

(a) 技術譲渡収入

当事者が技術譲渡契約を履行した後に獲得した代価を指し、設備、器具、部品、原材料等の販売又は譲渡による非技術性収入を含まない。

当該収入が、技術譲渡と密接不可分な性質の技術コンサルティング、技術サービス、技術研修等の収入に属するものでない場合、技術譲渡収入に算入してはならない。

(b) 技術譲渡原価

技術譲渡原価とは、譲渡された無形資産の純価値（当該無形資産の税務上取得価額から耐用年数に基づく償却額を控除した後の金額）を指す。

(c) 関連税費用

技術の譲渡過程に実際に発生した関連税費用を指す。企業所得税及び控除可能な増値税以外の各種税金及びその付加、契約締結費用、弁護士費用等の関連費用並びにその他支出を含む。

(3) 登録手続き

技術譲渡の減免の適用を受ける場合には、その納税年度の終了日から納税申告書の提出日まで、所轄税務局で減免の登録手続きをしなければなりません。

(4) 提出書類

① 国内へ技術譲渡を行った場合

(a) 技術譲渡契約（副本）

(b) 省級以上の科技部門が発行する技術契約の登記証明書

(c) 技術譲渡所得の集計、配賦、計算に係る関連資料

(d) 実際に納付した関連税費用に係る証明資料

(e) 主管税務機関が要求するその他資料

② 国外へ技術譲渡を行った場合

国外へ技術譲渡を行った場合には、以下の書類を所轄税務局へ提出しなければなりません。

- (a) 技術輸出契約(副本)
- (b) 省級以上の商務部門が発行する技術輸出契約登記
- (c) 記証明書または技術輸出許可証
- (d) 技術輸出契約のデータ表
- (e) 技術譲渡所得の集計、配賦、計算に係る関連資料
- (f) 実際に納付した関連税費用に係る証明資料
- (g) 所轄税務局が要求するその他資料

2. 公告における技術譲渡収入の範囲

(1) 技術譲渡収入の範囲

技術譲渡収入に算入できる技術コンサルティング、技術サービス、技術研修収入は、譲受者が当該技術を習得し、産業化を実現するために必要な技術コンサルティング、技術サービス、技術研修に係るものとされています。

しかし、産業実現後に行われた技術コンサルティング、技術サービス、技術研修は、当該技術された技術の使用に必須のものとはいえない。

また、アップグレードのための更新に係るメンテナンス費用は、新たな技術開発に該当するため、当初の技術仕様に係る収入とは関係しないことも明示されました。

(2) 減免対象となる技術譲渡収入の条件

企業所得税の減免税の適用を受けるための技術譲渡収入に該当するためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 技術譲渡契約において規定している技術譲渡と関係する技術コンサルティング、技術サービス、技術研修であること。
- ② 技術コンサルティング、技術サービス、技術研修に係る収入は技術譲渡プロジェクトの収入と同時に受けること。

(3) 契約の区分

技術契約登記に関する規定に基づき、技術譲渡と関係する技術コンサルティング、サービス及び研修は、技術譲渡契約において規定されているものに限るものとされ、譲渡を受けた技術を習得し、使用するために必須のサービスだけが該当する。従って、アフターサービス、メンテナンス、アップグレードなどに関する技術コンサルティング、サービス及び研修は技術譲渡契約と混同してはならず、単独で技術契約を締結しなければならないことが明確にされました。

3. まとめ

企業所得税の減免税の優遇を受けることができる技術譲渡に付随するコンサルティング、サービス及び研修などは、受者が当該技術を使用して産業実現化するまでのものに限ることが明確となりました。

また、関連する技術コンサルティング、サービス及び研修に関する対価は技術譲渡に係る対価と同時に受けなければならないことが明記されております。

更に、技術譲渡契約においても産業実現後に生ずるコンサルティング、アフターサービス、メンテナンス、アップグレードについては、技術譲渡契約に含めず、別途契約するなど、混同してはならないことが明示されていますので、今後、技術譲渡に関する契約を締結する場合には留意が必要です。

また、当該減免税は、中国居住者企業が対象であることから、日本親会社等の中国非居住者企業が中国子会社等の居住者企業に対して行う技術譲渡は、企業所得税の減免税の対象とはならないのでご注意ください。

以上